

「“伊達”な文化」ロゴマークの使用要領

(目的)

第1 「“伊達”な文化」魅力発信推進事業実行委員会は、日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」の普及啓発・広報・理解促進を健全に推進するため、ロゴマークの使用方法を以下のとおり定めることとする。

(種類)

第2 ロゴマークは以下の種類とする。配布形態は電子データ・シールとする。



(使用の申請・承認)

第3 使用にあたっては、事前の申請と、実行委員会事務局の承認を得る必要がある。

なお、次の各号に該当する場合は無償で使用することができる。

- (1) 構成文化財の所有者・管理者、ストーリー域内の団体・企業・個人。
- (2) その他、実行委員会が必要と認める団体・企業・個人。

第4 申請は様式1により行うものとし、次の各号を記載するものとする。

- (1) 申請者名称・住所・電話番号・代表者・担当者・連絡先 (TEL・FAX・E-Mail)。
- (2) 使用目的・使用方法。

第5 第3に関わらず、次の各号に該当する場合は申請不要とする。但し、第6に抵触しない用途に限る。

- (1) 実行委員会に所属する団体が使用する場合。
- (2) 新聞・テレビ・雑誌等報道機関が使用する場合。
- (3) 第1の目的により承認者から配布された個人等が私的に使用する場合。

(使用の制限)

第6 承認を受けた者は、法令を遵守し消費者等に誤解を与えないよう注意する。

なお、次の各号に該当する場合は、使用の承認をしない。

- (1) 法令及び公序良俗に反する場合。
- (2) 日本遺産及び宮城県のイメージを傷つけ、第1に掲げる目的を逸脱する場合。

- (3) 不当な利益をあげるために使用する場合。
- (4) 特定の政治, 思想, 宗教の募金等活動と結び付けて使用する場合。
- (5) 特定の個人又は団体の売名に利用されるような使用となる場合。
- (6) 商品・サービス等の品質を担保・証明するものとして使用する場合。
- (7) その他事務局が適当でない判断した場合。

(使用の条件)

第7 使用にあたって, カラー及びデザインの変更は不可とする。大きさは文字が認識できるサイズを最小とする。

(承認の取消し)

第8 使用条件に違反したとき, 又は申請内容に虚偽があることが明らかとなったときは, 使用承認を取消す。その場合, 申請者は速やかにロゴマークの使用を停止する。

(著作権)

第9 記載されているむすび丸に関する全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は, 仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会に帰属し, 日本遺産ロゴマークの著作権は全て制作者に帰属する。

(要領の施行と改正)

第10 本要領は, 文化庁「日本遺産(Japan Heritage)ロゴマーク使用の手引き」(平成27年6月17日策定)並びに仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会事務局「むすび丸使用申請」に準拠し, 「“伊達”な文化」魅力発信推進事業実行委員会事務局規定第2条(4)並びに第5条別表2(10)の規定に基づいて, 事務局長の専決によって施行と改正をするものとする。

附 則

本要領は令和元年 7月30日から施行する。

(様式1)

「伊達」な文化」ロゴマーク使用申請書	
(元号) 年 月 日	
「伊達」な文化」魅力発信推進事業実行委員会長 殿	
「伊達」な文化」ロゴマークを使用したいので、次のとおり申請します。	
1. 申請者	(1)住所 〒 TEL () (2)名称 (3)代表者 (4)担当者名・連絡先 (TEL・FAX・e-mail)
2. 使用目的	
3. 使用方法	※具体的に記入してください。使用方法がわかる図等もあわせて添付のこと。
4. 使用期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日
<p>なお、使用に当たっては下記の事項を遵守します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1. ロゴマーク使用品の現物1点または現物の写真を提出します。2. 申請内容に変更があった場合は速やかに変更申請を行います。3. 不正な使用が行われたと会長が判断した場合は、申請者は直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤去等を行います。 <p>受付日：(元号) 年 月 日 承認番号 _____ 号</p> <p style="text-align: right;">「伊達」な文化」魅力発信推進事業実行委員会 会長 伊 東 昭 代 印</p>	